

## 広陵町営石塚霊園合葬墓のご案内



- 1 合葬墓の概要
- 2 使用資格
- 3 記名板
- 4 使用の流れ（申請から埋蔵まで）
- 5 その他の申請について
- 6 使用上の注意
- 7 アクセス



広陵町 生活部 環境対策課

〒635-8515 北葛城郡広陵町大字南郷583番地1  
TEL: 0745-55-1001 (代表)

# 1. 合葬墓の概要

合葬墓は、ご遺骨を共同で埋蔵する施設です。町が将来にわたって管理していくため、「お墓がない」「お墓を継ぐ人がいない」という方でも安心して利用することができます。

基本事項	名称	広陵町営石塚霊園合葬墓
	使用料	50,000円/体 (使用許可時に一括納入。毎年の管理料は必要ありません。)
	記名板使用料	25,000円/枚 (希望者のみ)
	募集時期	随時受付 (平日8:30~17:00)

全体



納骨室



献花台

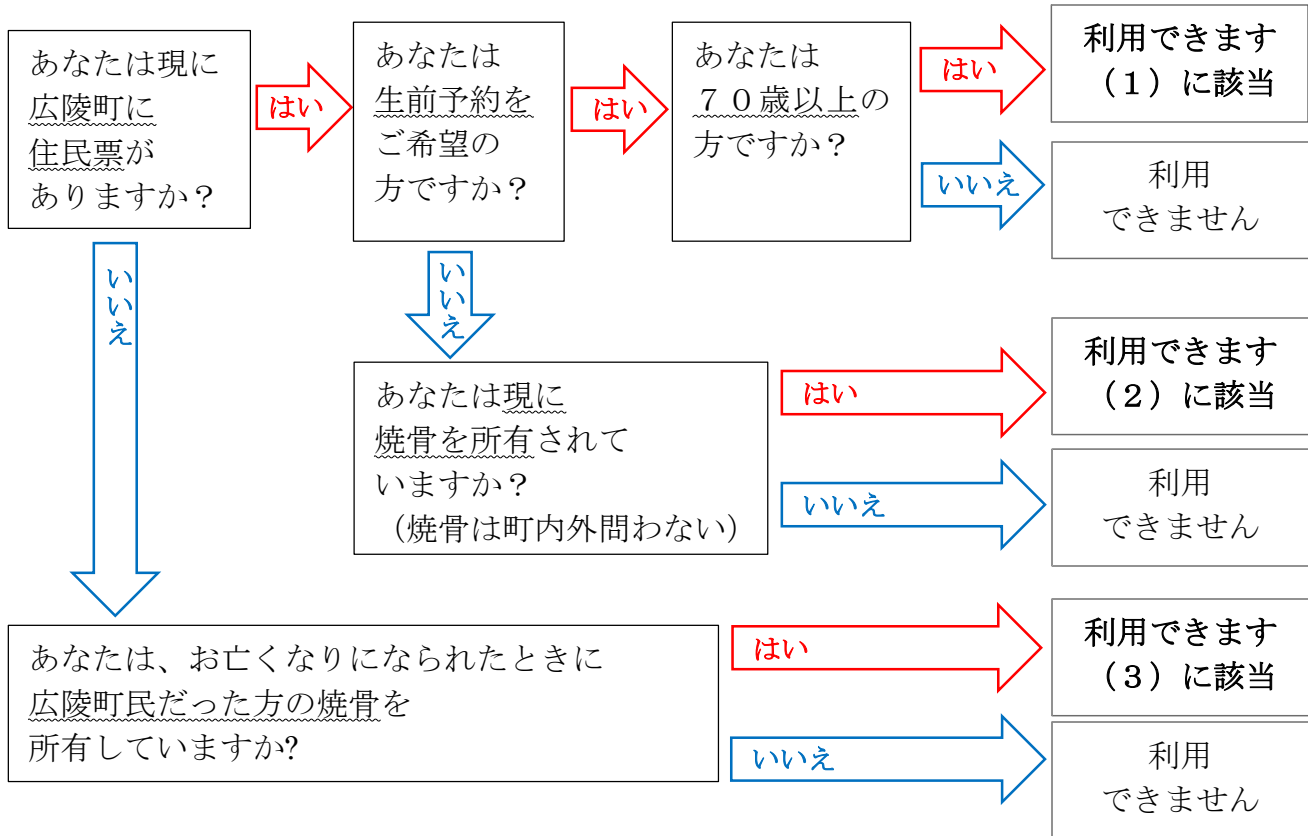


記名板



## 2. 使用資格

- (1) 自らの焼骨の埋蔵を希望する70歳以上の町民の方（生前予約）
- (2) 埋蔵する焼骨を所有されている町民の方
- (3) 死亡時に町民であった方の焼骨を所有されている方



## 3. 記名板

合葬墓に、埋蔵された方のお名前及び没年月日を記した記名板を設置します。記名板の設置は任意（有料）です。

使 用	埋蔵された方1名につき1枚
規 格	ステンレス製（縦2cm×横10cm）
配 置	埋蔵後に町が随時配置（位置の指定不可）
記 載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名（住民票・埋火葬許可証等に記載された氏名）</li> <li>・死亡年月日（年号表記）</li> </ul>
イメージ図	

## 4. 合葬墓使用の流れ（申請から埋蔵まで）

生前予約の方 …合葬墓の利用状況等を考慮して、随時募集させていただきます。なお、募集期間、募集人数については広報及び広陵町ホームページにて公表いたします。

手順：①⇒②⇒③⇒④⇒⑤⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨

焼骨所有者の方…抽選はありませんので、随時受け付けます。

手順：①⇒④⇒⑥⇒⑦⇒⑧⇒⑨

### ① 使用申請

使用資格をご確認の上、必要書類をご提出ください。

申請書：「広陵町合葬墓使用許可申請書（第1号様式の2）」

添付書類：「申請者の住民票の写し」

「合葬者の死亡時の住所が分かる書類（生前予約者は不要）」

提出先：生活部 環境対策課（役場1階）

受付時間：平日 8：30～17：00

### ② 通知

#### ◆応募者が募集人数を超えなかった場合

使用資格を満たしている応募者全員が生前予約対象者として決定いたします。「生前予約決定通知」、「納入通知書」及び「納付書」を対象者に送付します。 ⇒決定・納入に進む

#### ◆応募者が募集人数を超えた場合

公開抽選にて生前予約対象者を決定します。「公開抽選通知文」を、使用資格を満たしている応募者全員に送付します。

### ③ 公開抽選

公開抽選通知に記載されている時間及び場所で公開抽選を行います。

- ※1 「広陵町當石塚霊園合葬墓生前予定者決定の公開抽選について（通知）」と書かれた通知文を抽選会当日必ずお持ちください。
- ※2 申込者以外の代理人が出席する場合、その代理人に抽選の一切の権限を委任する旨の委任状を当日提出ください（申込者の直筆印鑑要）。
- ※3 抽選会にお越しにならなかった場合及び※1、2の書類を持参なされなかった場合は失格となりますのでご注意ください。

当選された方に後日、「生前予約者決定通知」及び「納付書」を郵送します。

④ 納入 決定

使用者に「納入通知書」及び「納付書」を郵送しますので、納入通知書のとおり使用料を納入していただきます。

納入が確認でき次第、「広陵町合葬墓使用許可証」をお渡し又は郵送します。

⑤ 承継

生前予約をされた使用者が亡くなられた時は、承継される方が承継の手続きを行った後、焼骨を埋蔵します。

申請書：「広陵町合葬墓承継使用許可申請書（第9号様式の2）」

添付書類：「広陵町合葬墓使用許可証」

「承継者の住民票謄本」「承継を証明する書類（除籍謄本等）」

※書換え手数料として、1,000円頂戴します。

⑥ 埋蔵予約

ご希望の埋蔵日時を、電話でご予約ください。

埋蔵日時：平日（彼岸、盆、年末・年始を除く）

①～④の時間帯の内1コマ

① 9:00～9:30      ② 10:00～10:30

③ 15:00～15:30    ④ 16:00～16:30

予約先：生活部 環境対策課（TEL：0745-55-1001）

受付時間：平日 8:30～17:00（年末・年始を除く）

※他の使用者の予約や、墓地維持管理のため、ご希望の日時に予約をお受けできない場合があります。

⑦ 埋蔵申請

埋蔵予定日の7日前までに、必要書類をご提出ください。

申請書：「合葬墓焼骨埋蔵届（第11号様式）」

添付書類：「広陵町合葬墓使用許可証」

「埋火葬許可書または火葬執行証明書または改葬許可証」

提出先：生活部 環境対策課（役場1階）

受付時間：平日 8:30～17:00（年末・年始を除く）

許可 ⑧ 埋蔵

「合葬墓焼骨埋蔵許可通知書」、および納骨袋（布製）を郵送します。

⑨ 埋蔵

予約時間に合葬墓前にお越しく下さい（時間は厳守し、変更が生じた場合は速やかにご連絡ください）。

・焼骨（あらかじめ納骨袋に移してください。）、「広陵町合葬墓使用許可証」および「合葬墓焼骨埋蔵許可通知書」をご持参ください。

⇒広陵町合葬墓使用許可証および合葬墓焼骨埋蔵許可通知書を、埋蔵に立ち会う職員に合葬墓前にてお渡しく下さい。

⇒広陵町合葬墓使用許可証は、埋蔵日と立会者欄を記入した後、使用者に返還します。

・埋蔵できるのは、使用許可を受けた焼骨のみです。

⇒骨壺は埋蔵できません。

⇒焼骨はご遺族で埋蔵していただきます。

⇒一度埋蔵された焼骨は、取り出すことはできません。

・埋蔵の際には、他の墓参者へのご配慮をお願いします。

⇒職員は、宗教行事には立ち会いません。

⇒その他、使用上の注意を遵守してください。

※申請時に記名板を申し込みされた場合、記名板を町の方で随時設置いたします。

手続きは以上となります。なお、今後管理料等の費用が発生することはありませんので、ご安心ください。

## 5. その他の申請について

### (1) 広陵町合葬墓使用許可証を紛失された場合

「広陵町霊園使用許可証再交付申請書（第8号様式）」を提出ください。

※再交付手数料として、500円頂戴します。

### (2) 使用者の氏名、住所、本籍に変更が生じた場合

変更が生じた日から14日以内に、「住所等変更届（3号様式）」を提出ください。

添付書類：広陵町合葬墓使用許可証

変更後の住民票の写しその他変更事由がわかる書類

※書換え手数料として1,000円頂戴します。

### (3) 合葬墓を使用しなくなったとき

「広陵町合葬墓使用中止届（第13号様式）」をご提出ください。

添付書類：広陵町合葬墓使用許可証

印鑑証明書

※納入された使用料の返還をしますので、振込先の通帳をご持参ください。

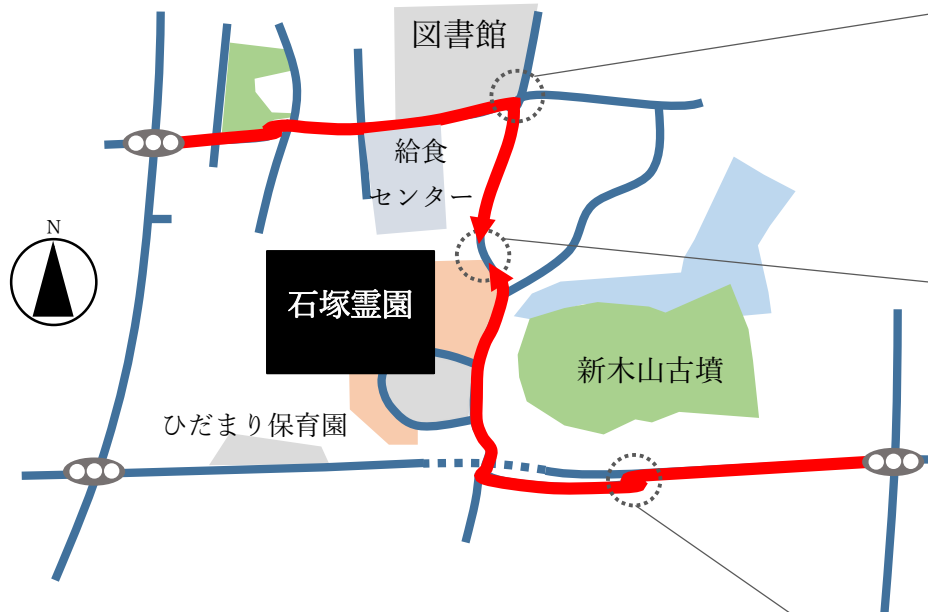
各種申請書提出先：環境対策課（広陵町役場1階）

## 6. 使用上の注意等

- ・供物は持ち帰ってください。
- ・線香立は設置しておりませんので、線香、ろうそく等は置かないでください。
- ・他の方が埋蔵中の間は、ご参拝いただけません。
- ・埋蔵時以外は合葬墓の独占使用はできません。お互いに譲り合ってご参拝ください。
- ・町では供養行事などは行っておりません。
- ・霊園の施設を損傷し、又は汚損することは条例で禁止されております。

## 7. アクセス

石塚霊園までの地図



住所

奈良県北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方530番地1



石塚霊園内の地図

